

民生委員を引き受けられたきっかけは、地区の区長である時に、当時、活動されていた民生委員が退任されたのですが、後任の民生委員を区長が推薦することになっていました。後任の人選に苦慮していた時、連合会長をされていた方から「それならば、西山さんがしてみてもどうか」と言ってもらったことがきっかけでした。

現役時代は夫婦共働きをしており、地域の方々には色々お世話になったので、その時の恩返しつもりで引き受けました。**民生委員の活動はどのようなものですか**

最初は、地域で暮らしている方のことを何も知らなかったので、先輩方に地域内を連れて回ってもらいました。民生委員の仕事というのは、決まった仕事というのはいませんが、その時々誰かの相談に乗ったり、突発的に起こることに対応しています。一人暮らしの高齢者のお宅などに定期的に家庭訪問したりもしています。とても大変な

仕事ですが、「相談して良かったよ」と言ってもらえる時が一番嬉しく思います。**民生委員のなり手不足をどう感じていますか**

突発的な対応が必要となることも多いので、どうしても現役で働いている若い人が少なく、高齢化が進んでいます。年齢要件は、将来にわたって積極的な活動が行えるよう原則75歳未満ですが、これを超える場合でも和歌山県では理由書を提出すれば、活動することができ、75歳を超えても活躍している民生委員もいます。私自身も実は76歳になりますが、「地域の中で誰かがやらないと!」との想いで続けています。

民生委員として今後どのように活動していきたいですか

地域の人々から「相談しやすい、話をよく聞いてくれる」と言ってもらえる民生委員になりたいと思っています。

ふくしのくらしのしあわせ
を支える人たち

民生委員として活動されている西山嘉造さんにお話を伺いました。



西山 嘉造さん(にしやま かぞう)
橋本市民生委員児童委員協議会 会長
和歌山県民生委員児童委員協議会 副会長

平成30年度 社会福祉施設 総合損害補償 **しせつの損害補償** インターネットで保険料試算できます **ふくしの保険** 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の **事故・紛争円満解決のために!**

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損傷を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,600円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円



スケールメリットを活かした **充実した補償と 割安な保険料** です。

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆30年度新設 クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763